

**\* 下記の手続きが必要となりますので、落ち着きましたら役場町民課までご来庁ください \***

□戸籍決裁確認済み	亡くなられた方	様
	印鑑登録証 登録番号 ( ) 緑色 / 旧天間林村発行赤色	
	個人番号カード(マイナンバーカード) / 住基カード	
○	国民年金、厚生年金・共済年金受給者 <b>※介護・国保・後期高齢者医療の保険料に関係がありますので、必ず手続きしてください。</b>	
	(国民健康保険加入者) 資格確認書または資格情報のお知らせ 限度額適用・標準負担額減額認定証 } (お持ちの方) 特定疾病受療証 } (お持ちの方)	
	(後期高齢者医療加入者) 資格確認書 特定疾病受療証 (お持ちの方)	
	介護保険被保険者証	
	身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 ※手続先 → 保健福祉課(保健センター) 又は 七戸庁舎庶務課 療育手帳	
	水道課の手続き (所有者異動届)	
○	税務課の手続き ①相続人代表者指定届(兼固定資産現所有者申告書)又は、納税管理人申告書 ②軽自動車をお持ちの方 ③町税等を指定の口座から振替納付されていた方 ④納税貯蓄組合に加入されていた方	
	七戸霊園にお墓がある方 ※手続先→七戸庁舎庶務課 ※火葬後、火葬許可証(原本)をお持ちください	

**【葬祭費について】**

**国民健康保険**または**後期高齢者医療**の加入者がお亡くなりになった場合は、葬祭を行った方に葬祭費が支給されますので、下記のものをお持ちください。

- ① 葬祭を行った方の通帳 (農協または銀行) **喪主:** \_\_\_\_\_ **様**
- ② 葬儀を行ったことがわかるもの (葬儀の案内状など) **葬祭日: 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日**
- ③ ハンコ(認印)

**※ 国民健康保険加入者**がお亡くなりになった場合、お手続きのため、**喪主のマイナンバー**が必要です。

**※ 後期高齢者医療保険加入者**がお亡くなりになった場合、葬祭費の手続きのほかに**受領申立書**の手続きがあります。**相続人代表者の通帳、ハンコ(認印)**が必要となります。

**【年金の手続きについて】 \*役場で手続きできるもの**

- 未支給年金 …… 年金受給者が死亡したとき
- 遺族基礎年金 …… 国民年金第1号被保険者が死亡したとき
- 死亡一時金 …… } 国民年金加入期間が有り年金を受給していない人が死亡したとき
- 寡婦年金 …… }

※ 上記に該当する方は、下記のものをお持ちください。

- ① 年金証書 (年金受給者のもの)      ② 年金手帳 (国民年金加入者)
- ③ 死亡診断書のコピー              ④ 請求者のマイナンバー
- ⑤ 住民票・戸籍謄本等関係書類 (死亡記載の戸籍謄本は作成までに2週間ほどかかります。)  
 ↳住所、本籍地が七戸町の場合は、当日役場窓口で請求できます。三千円程度ご準備ください。
- ⑥ 請求される方の通帳  
 ↳未支給年金や一時金の請求ができる方は **①配偶者 ②子 ③父母等** の順番となります。

**■ご不明な点等お問合せ先■ 七戸町役場 町民課 (☎ 0176-68-2112)**

**\* このほか、土地・建物の相続手続については、法務局(☎0176-23-2424)へお問い合わせください \***